

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度国道220号油津・夏井道路埋蔵文化財発掘調査委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 平田 遼 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契約締結日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	鹿児島県知事 塩田 康一
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,773,727-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業 務 名:令和8年度国道220号油津・夏井道路埋蔵文化財発掘調査
委託業務
2. 履 行 場 所:鹿児島県志布志市志布志町帖（油津・夏井道路）
3. 随意契約の相手方:名 称 鹿児島県
住 所 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話 099-286-2111
4. 随意契約適用法令:会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該委託契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該委託契約の目的

本委託契約は、道路等の事業施行前に文化財包蔵地の支障が判明している場合又は工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合に、文化財保護法の主旨を尊重し、関係教育委員会と協議を行い、文化財包蔵地の発掘調査を行うものである。

2) 当該委託契約の内容

本委託契約は、事業施行箇所の埋蔵文化財発掘調査を関係教育委員会に委託するものである。

3) 随意契約に付する理由

本委託契約の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。

鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。

以上のことから、本委託契約を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本委託契約は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、鹿児島県と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)
工務第二課長